

# 消極的自由と積極的自由について

牧 野 広 義

## はじめに

人間の自由について、近代社会においてさまざまな探求が行われてきた。その中で、自由とは何かをめぐって思想的対立も生じ、それは現実社会における自由主義と平等主義、資本主義と社会主義などの対立の中にも現れた。しかも20世紀には、「自由」の名による独裁政治や専制政治も出現した。その典型は資本主義におけるファシズムと社会主義におけるスターリニズムである。もちろん、ファシズムとスターリニズムを同一視することはできない。しかし、しばしばこれらはともに「自由」を掲げながら自由を否定する全体主義として論じられることも事実である。自由の問題には、このような対立やパラドックスが含まれている。

こうした自由をめぐる問題状況の中で、アイザイア・バーリンの論文「二つの自由概念」(1958年)およびそれを収録した著作『自由に関する四論文』<sup>1)</sup>(1969年、邦訳『自由論』)は、20世紀における自由論の代表の一つとして、今日でもしばしば論じられるものである。バーリンは、自由(freedom or liberty、バーリンはこれらを同じ意味で用いる)には二つの意味があると言う。一つは、他人からの干渉や強制がないことを意味する「消極的自由」(negative liberty)であり、「～からの自由」(freedom from)である。もう一つは、人間の自己統治や自己実現、主権への参加を意味する「積極的自由」(positive liberty)であり、「～への自由」(freedom to)である。そしてこの「積極的自由」は、「自由」の名による強制に転化したり、

「全体主義」を正当化する議論に転化することを論じた。そのため、バーリンの論文の発表の直後から、彼のいう「消極的自由」の妥当性や「積極的自由」への批判の妥当性をめぐって多くの議論を巻き起こした<sup>2)</sup>。しかも、1989年以降のソ連・東欧の「社会主義体制」の動揺・崩壊と、資本主義における「新自由主義」の台頭とその矛盾のなかで、引き続き論議を呼んでいる<sup>3)</sup>。

小論では、このような議論の経過を踏まえながら、バーリンの提起した「消極的自由」と「積極的自由」の問題について、その双方の自由に含まれるパラドックスとその解決方向を探る視点から、改めて検討したいと思う。

## I バーリンの「消極的自由」の概念

バーリンは、まず「消極的自由」の概念について、次のように論じた。

「ふつうには、他人によって自分の活動が干渉されない程度に応じて、私は自由だといわれる。……もし私が自分のしたいことを他人に妨げられれば、その程度に私は自由でないわけだし、またもし自分のしたいことのできる範囲がある最小限度以上に他人によって狭められたならば、私は強制されている、あるいはおそらく隷従させられている、ということが出来る。……強制には、私が行為しようとする範囲内における他人の故意の干渉という意味が含まれる」(p.122, 304-305ページ)。

バーリンは、このような自由の概念は、「イギリスの古典的政治哲学者たちが自由という言葉

葉を使ったときに意味していたものである」(p.123, 307ページ)として、ホッブズからの引用を行っている。また、イギリスのロック、ミル、フランスのコンスタン、トクヴィルの名もあげている。要するに「消極的自由」とは、個人が他人や国家から干渉や強制、抑圧を受けない自由であり、ホッブズの言う「外的障害のないこと」である。しかも、バーリンはこの自由についてさまざまな注意点をあげているが、それらのうちで次の点が注目される。

第一に、自由とは、他人の故意の干渉のないことであって、何かを行うための手段の欠如や、自分の精神的な能力や身体的な能力の欠如は、けっして自由の欠如ではない、とされる。バーリンはこの点で、貧乏の例をあげて、それはけっして自由の欠如ではないと言う。そして「経済的自由」とか「経済的隷従」とかいう用語法は、「自分の貧乏ないし弱さの原因に関するある特定の社会・経済理論に依拠しているのだ」(p.123, 305-306ページ)と述べている。この特定の社会・経済理論として、マルクス主義、キリスト教の教義、功利主義学説、あらゆる社会主義理論があげられている。つまり、バーリンは多くの貧困論にも反対して、生活手段の保証が「貧困からの自由」となるという考えはとらないのである。

第二に、例えばミルは、強制や干渉からの自由を論じながら、「人間は真理の発見につとめるべきであり、ミルが是認しているようなあるタイプの性格——大胆で、独創的で、空想力に富み、独立自尊、偏屈なまでに適合・従順を排する、等々——の展開につとめねばならぬ、しかもその真理の発見、性格の涵養は自由の状態においてのみ可能なのだ」(p.128, 313-314ページ)とする。しかし、自由ということと、真理の発見や独創的な性格の涵養とは、同一のものではなく、別のことである、とバーリンは言う。つまりバーリンの言う「消極的自由」は、ミルの観念よりもはるかに狭く、自由な個性の発揮や自己表現、自己実現ではなく、強制や干渉の欠如そのものを意味するのである。

第三に、自由と民主主義との区別である。「自治制度は他の体制よりも、全体として、市民的自由の護持をよりよく保証するであろうし、実際にそのようなものとして自由主義者たちによって擁護されてきた。けれども、個人の自由とデモクラシーによる統治とのあいだにはなにも必然的な連関があるわけではない。『だれが私を統治するか』との問いに対する答えは、『政府がどれほど私に干渉するか』という問いとは、論理的にはっきり区別される」(p.130, 316ページ)とされる。そしてバーリンは民主主義への要求、つまり「自分自身によって統治されることを欲する、あるいはとにかく自分の生活が統制される過程に参画したいと願う気持ち」(p.131, 317ページ)は、「積極的自由」すなわち「～への自由」の要求であるととらえている。

## Ⅱ バーリンの「消極的自由」の問題点

このようなバーリンの「消極的自由」の概念は重大な問題を含んでおり、これに対して多くの批判が寄せられた。これに対してバーリンは『自由論』につけられた「序論」で応答している。この応答も含めて、上で見た「消極的自由」の三つの特徴に対応させて、その問題点を検討しておきたい。

第一は、自由と自由の条件との関係、あるいは自由とその手段や能力との関係である。この点で、バーリンは「序論」で次のように述べている。

「私は、(言う必要もないほど明らかであると思っていたのだが) つぎのようなことをおそらく強調しておくべきであったであろう。即ち、個人や集団が、意義ある程度の《消極的》自由を行使できるための必要最小限の条件、理論的には自由をもっている人にも、それなくしては自由がほとんど何の価値もなくなってしまうようなミニマムの条件、こうした条件を、この社会・法体系は提供しそこなっているということ

を。というのは、権利を持っていたところで、それを実行に移すだけの力がなければ何になるか」(pp.xlv-xlvi, 69ページ)。

これは重要な議論である。バーリンは、このことは「言う必要もないほど明らかであると思っていた」と言うが、しかし、貧困は自由の欠如ではないとしていた先の論文に比べて、明らかに議論の重点を変更している。つまり、先には強制や干渉のないこととしての自由と、手段や能力という自由の条件とは、別のものだという区別に力点があった。そして「序論」においても、「自由そのもの」と「自由の条件」とは確かに別のものとして区別されるが、しかし自由はその条件なしには「おぞましい茶番」(p.xlvi, 69ページ)となることが明確に認められているのである。

ところで、このような議論の重点の変更は、バーリンの「消極的自由」と「積極的自由」との峻別という議論にも変更を迫るものである。なぜなら、「消極的自由」の条件としての生活手段、教育の条件、労働の条件などを保証するというは、まさにそれ自身、生活や教育や労働などへの自由(freedom to)の保証であり、「積極的自由」の保証だからである。こうして、本来、消極的自由と積極的自由とは密接に結びつくものなのである。しかしバーリンは両者の峻別に固執し、その結びつきは認めようとはしない。この点は以下で「積極的自由」の問題とあわせて検討したいと思う。

第二は、自由と人間の自己実現の活動との関係である。バーリンは「序論」で、エーリッヒ・フロムらの「真の自由とは統合された全人格の自発的で合理的な活動である」(p.xlii, 63ページ)という見解を紹介しながら、しかしそれには「反対である」と述べている。そして「私が述べている自由は、行動それ自体というよりは行動のための機会である」(同)として、自説を固持している。この問題も「消極的自由」と「積極的自由」との関係の問題にかかわる。先に見たミルやここでのフロムの自由論は、バーリンによれば、「積極的自由」における「自

己実現」とみなされるからである。しかも、後でも検討するように、「積極的自由」は、「高次の自我」と「低次の自我」とに分け、「《高次の》自我は、制度、教会、国民、人種、国家、階級、文化、政党と同一視され」、「当初、自由の理論として始まったものが、そうしたプロセスのあいだにやがて権威の理論、ときとして抑圧の理論に変わり」、こうして「専制政治のお気に入りの武器」(p.xliv, 66ページ)となってしまうと考えられるからである。このように、バーリンは、まさにチャールズ・テイラーのいうように「全体主義の脅威への恐怖」から、ミルらにおいては「消極的自由」と結びついていた「自己実現」をそれから切り離し、「自分の真の要求」や「自分の真の意志」「真の自我の欲求」の探求を危険なものと決めつけて、「消極的自由」をホブズやベンサムの言う「外的障害のないこと」というきわめて狭隘なものにしてしまうのである。

第三は、自由と民主主義との分離の問題である。バーリンは自由と民主主義とを論理的に区別するあまり、「この意味での自由はある種の専制政治、あるいはとにかく自治の欠如と両立しえないものではない。……デモクラシーが個々の市民から、他の形態の社会においてならもちえたかもしれぬ数多くの自由を奪うものであるように、自由主義的な専制君主がその臣下にかかなりの程度の個人的自由を許すということも十分に考えられる」(p.129, 315-316ページ)と言う。しかしながら、専制君主によって許される自由とは、専制君主に服従したうえでの「自由」にすぎず、したがって「批判の自由」を欠いた「臣民の自由」であり、しかも特定の人間のみ許される「特権としての自由」であろう。このような自由でさえ、「消極的自由」であればよいとしては是認するバーリンの議論は、とうてい現代社会において通用するとは思えない。

他方で、人間が社会生活を行ううえで、無制限の自由は不可能であり、何らかの自由の制限が必要になる。そうでなければ、まさにホブズ

ズが想定したような「各人の各人に対する戦争状態」が起りかねない。そこで、社会的な共通の利益を擁護するうえで、どのような自由を制限し、どのような自由を容認するかを決める手続きが問題となる。そのさい、まさに専制政治や絶対的権力をもつ「リヴァイアサン」よりも、自治制度や民主主義がはるかに望ましいというのが、人類が獲得した知恵であり、現実の歴史である。つまり、バーリンの言葉を使えば、「だれが私を統治するか」という問いは、「政府がどれほど私に干渉するか」という問いにとって決定的に重要なのである。この双方の問いをあえて分離するところにも、バーリンの自由論の狭隘さが現れている。

つまり、「消極的自由」といっても、それが「自由の条件」と切り離され、「自己実現」と切り離され、民主主義とも切り離されるならば、「自由」と言いながら事実上「自由」はなかったり、何をしたいのかという内容のない「自由」であったり、服従しながらの「自由」であったり、まさに自由が自由でなくなるというパラドックスを含むのである。

### Ⅲ バーリンの「積極的自由」の概念

次に、バーリンの「積極的自由」の概念について検討してゆこう。バーリンは次のように述べている。

「『自由』という言葉の『積極的』な意味は、自分自身の主人でありたいという個人の願望からくるものである。私は自分の生活やさまざまな決定をいかなる外的な力にでもなく、私自身に依拠させたいと願う。私は他人ではなく、自分自身の意志行為の道具でありたいと願う。私は客体ではなく、主体でありたいと願う、いわば外部から私に働きかけてくる原因によってではなく、自分自身のものである理由によって、自覚的な目的によって動かされるものでありたいと願う」(p.131, 319ページ)。

つまり、「積極的自由」とは、まず「自分自身の主人であること」(being one's own master)

ないし「自己支配」(self-mastery)としての自由であるとされる。バーリンはこのような自由が含むさまざまな内容、およびそれが「自由の強制」にならざるをえないことを論じてゆく。その中からいくつかの注目すべき論点を取り出してみよう。

第一は、「自己支配」ということから、一方では「支配する自我」を、他方では「服従させられるなものか」を自分のうちに自覚するという、自我の二重化である。そしてこの「支配する自我」は、理性や「高次の本性」とか、「真実」の「理想」の「自律的」な「最善」の自我とされ、このような「支配する自我」が、そのもとに服従させられるべき「非合理的衝動や制御できない欲望、私の『低次』の本性、直接的な快楽の追求」に、すなわち「経験的」な「他律的」な自我に対置される。しかも、このような自我の二重化は単にそれにとどまらないというのが、バーリンの主張である。彼は次のように言う。

「真の自我は個人的な自我（普通に理解される意味で）よりももっと広大なもの、個人がその一要素あるいは一局面であるようなひとつの社会的『全体』——種族、民族、教会、国家、生者・死者およびいまだ生まれざる者をも含む大きな社会——として考えられる。こうなるとその全体は、集団的ないし『有機的』な唯一の意志を、反抗するその『成員』に強いることによって、それ自身の、したがってまたその成員たちの、より『高い』自由を実現するところの『真』の自我と一体化される」(p.132, 321ページ)。さらには、「いったんこうした見地をとったならば、私は人々なり社会なりの現実の願望を無視して、彼らの『真実』の自我の名において、彼らの『真実』の自我のために、彼らを脅し、抑圧し、拷問にかけることができることになる」(p.133, 322ページ)

このような「魔術的な転換あるいは奇術」によって、自由の名において強制や抑圧が正当化される。これがバーリンのいう「積極的自由」のパラドックスである。

第二は、欲望の廃棄による「自己支配」である。バーリンはこれを「内なる砦への退却」と呼んで、次のような議論をおこなっている。

「私は自分の王国を支配する主人でありたいと願う。しかしその国境線は長くて、攻撃を蒙りやすい。だから、この攻撃をうけやすい範囲を縮小し除去するために、国境線を狭めなければならない。……それで、確実に手に入れることのできると考えられないものを追い求めることはすまいと心に決める。達成できないものは欲しないと決心する。……これはいわば内なる砦——私の理性、魂、『本体』的自我——がなんであれ、これは盲目的な外部の力も人間の悪意も手を触れることはできない。私は自分の内部に引きこもってしまった」(p.135, 325-326ページ)。

バーリンはこのような自由の主張として、禁欲主義、静寂主義者、ストア派の哲人、仏教の賢者、さらにはカントらをあげている。

第三は、「理性的な自己支配」によって「自己実現」を社会的に達成しようとする立場である。ここでは、ヘルダー、ヘーゲル、マルクスらの思想が考えられている。バーリンは次のように言う。

「私が自分の意志によって自分の生活を設計するならば、そのときにのみ私は自由である。この設計が規則をもたらず。規則は、もし私が自覚的にそれを自分に課し、それを理解して自由に受け取るのであるならば、それが自分によって発案されたものであろうと他人の考案になるものであろうと、理性的なものである限り、つまり、事物の必然性に合致するものである限り、私を抑圧し隷従させるものではない。……必然的な法則についてそれが現にそうであるより以外のものであるを欲するのは、非理性的な欲求の餌食になることである。……これこそ合理主義の形而上学の確信である。……私は理性的存在である。私が自分自身に対して必然的であると証明できるもの、理性的な社会——つまり、理性的な人々によって、理性的存在が抱く

であろうような目標へと向けられている社会——においてそうあるよりほかにありえないと証明できるものはいかなるものであれ、これを私は、理性的存在であるがゆえに自分の道から一掃してしまおうなどと欲することはできない。私はこれを自分の本体に同化させてしまう、ちょうど論理法則や数学・物理学の法則、芸術上の規則をそうするように。……これが、理性による解放という積極的学説である」(pp.143-144, 340-341ページ)。

バーリンは、このように「合理主義の形而上学」とそれにもとづく「積極的自由」論を説明して、これの社会的形態が、今日のナショナリズム、マルクス主義、権威主義、全体主義等々の信条の核心をなしていると言う。そしてこのような「理性的な自己支配」としての自由が、結局は、専制主義(モーツァルトの歌劇『魔笛』で描かれた「サラストロの神殿」にたとえられる)へと導かれる。その議論が想定している論理的なプロセスを次のように整理している。

「第一点は、すべての人間は一つの目的、ただ一つの目的、つまり理性的自己支配という目的をもっていることである。第二点は、あらゆる理性的存在者の目的は必然的に一つの普遍的な調和的な型にはめこまれねばならず、しかもこれはある人が他の人よりもより明晰に識別しうることがあるということである。第三点は、一切の葛藤、したがってすべての悲劇は、ただたんに理性と非理性的なもの、あるいは十分に理性的でないもの……との衝突にのみ由来する。……最後に第四点は、すべての人間が理性的になってしまえば、彼らはそのすべてに同一のものである彼ら自身の本性の理性的な法に服するであろう。かくして彼らは完全に合法的な、同時に自由な存在となるであろうということである」(p.154, 358-389ページ)。

このような整理は、かえってバーリンの議論を単純化してしまっている側面があるが、しかしその問題点の検討には役立つであろう。

第四は、自由と主権との関係である。バーリンは、フランス革命は、少なくともそのジャコ

パンの形態においては、「集団的自己支配」という「積極的自由」への欲求が爆発したものであった、と言う。そして、ルソーの人民主権論と自由主義者との対立を次のように述べている。

「ルソーのいう自由は、ある一定の領域内で干渉を受けないという個人の『消極的』自由ではなく、一社会の十全の資格ある全構成員——そのうちのある成員ではなく——が公的権力を分け持つことであった。この公的権力はあらゆる市民の生活のいかなる局面にも干渉する権利を与えられている。一九世紀前半の自由主義者たちは、この『積極的』な意味における自由は、自分たちが神聖視しているすべての『消極的』自由を容易に破壊してしまうであろうことを、正しく見通していた。人民主権は個々人の主権を容易に破壊しうるであろうことを指摘していたのだ」(pp.162-163, 374ページ)。

ここでの自由主義者にはミルがあげられ、その先駆者として、ルソーを批判したバンジャマン・コンスタンがあげられている。そして自由主義者にとって、社会が次のような二つの相関的な原理に支配されなければ、自由はないとされる。

「その一つの原理は、権力ではなくてただ権利のみが絶対的なものと見なされうる、したがって、いかなる権力が支配していようとも、すべての人間には非人間的な行為をすることを拒絶する絶対的な権利がある、ということである。第二の原理は、人間がその内部を決して犯されてはならない境界線は、なんら人為的に引かれたものではなく、歴史上長く受け入れられてきた規則によって定められたものである、したがって……その規則が、たとえば、ある法廷なり主権者なりの側での形式的な手続きによって廃棄されうるなどということは、まったく不合理なことである、というにある」(p.165, 379ページ)。

こうして、バーリンは、主権ないし権威に対する「消極的自由」と「積極的自由」の態度の対立を鮮明にさせる。そしてバーリンは、「消

極的自由」の信奉者は権威そのものを抑圧しようとし、「積極的自由」の信奉者はその権威をわが手中に置かんと欲する、というところに「基本的な争点」があるとして、しかもこれは「一つ概念についての二つの異なった解釈というのではなく、人生の目的に対する二つのまったく相異なる、和解せしめがたい態度」(p.166, 381ページ) だとしている。

そして、バーリンは、このような二つの自由の和解しがたい対立のなかで、「消極的自由」を支持するという自らの立場を次のように述べている。

「彼ら〔事実を尊重する人々〕がその実現につとめている『消極的』自由は、訓練のよく行き届いた大きな権威主義的構造のうちに、階級・民衆・全人類による『積極的』な自己支配の理想を追求している人々の目標よりも、私にはより真実で、より人間味のある理想であるように思われる」(p.171, 388-389ページ)。(ただし、バーリンは『自由論』では、もとの論文での下線部の表現は自らの多元主義(pluralism)と矛盾するとして、この箇所を「多元主義は、それが伴っている『消極的』自由という基準によって」と訂正している。しかし、それでも「消極的自由」へのバーリンの支持はきわめて明白である。)

#### Ⅳ 「積極的自由」は「自由の名による専制主義」に陥るか

以上のようなバーリンの議論の問題点を検討しておきたい。

すでに、バーリンの議論に対してはさまざまな批判が行われているが、ここでは、まず、C.B.マクファーンソンの『民主主義理論』(1973年)の第5論文「バーリンによる自由の分割」における議論を取り上げておきたい。マクファーンソンは、バーリンの「消極的自由」の概念では、「故意の干渉」だけが強制もしくは自由の剥奪とされているが、それでは資本主義的所有制度のもとで、生活手段や労働手段をもたない

者の不自由を理解できない、などの批判を行い、さらに、「積極的自由」の概念について次のように批判する。すなわち、バーリンの「積極的自由」概念には、「自己支配」(PL1)、「自由の強制」(PL2)、「支配的権威への参加としての民主主義」(PL3)という三つの相異なる概念を溶かし込んでいる。そして、バーリンは、PL1からPL2への転化が論理内在的なものであるかのように言うが、そうではない。PL1からPL2への転化は、マクファーソンの言葉では「人間の発展力」であるPL1のための障害を除去する理論的実践的な処理のしかたの結果である、とされる。そのさい、既存の階級的構造を維持しようとする「保守的なPL2」の主唱者たちは、「完全に合理的なエリートによる支配を除いてはPL1にとっての将来を見いだせない」(p.114, 190ページ)のであり、こうして権威主義的なPL2に墮することになる。また既存の階級的構造を拒否する「急進的なPL2」は、スターリニズムの場合のように、「不平等な制度から利益を受ける人が、その制度をもっと平等に近い力の方向へ変えようとするあらゆる動きを、世界大の規模で、長期にわたって徹底的に拒否した後でのみ起こる」(p.115, 192ページ)とされる。いずれにしても、PL1からPL2への転化は、資本主義的な不平等な自由主義社会に問題があるとされるのである。

このようなマクファーソンの議論について、1970年代にいち早くそれを紹介した田口富久治氏は、「消極的自由」への批判を高く評価し、また「積極的自由」への批判も「バーリンの中心的命題をおおむね説得的にくつがえしている<sup>9)</sup>」として評価した。

しかし、1990年代において、マクファーソンのバーリン批判を取り上げた佐藤春吉氏は、マクファーソンの「消極的自由」批判には賛成しながらも、その「積極的自由」への批判については賛成できないとして、次のように述べている。

「私の考えでは、マクファーソンが積極的自

由をPL1, 2, 3に分類し、後見主義〔PL2〕はPL1からのみ、しかもその墮落から生じるとみたのは正当なバーリン理解とはいえないと思われる。彼は自らの積極的自由の主張を擁護することに基本的注意が向きすぎていて、PL3, すなわちルソー的な自己支配の自由（これ自体はPL1）と自己決定の主張（PL3）との同一性についてのバーリンの注目と、この主張の参加民主主義および人民民主主義の主張への必然的連関についての注目、そしてこの連関へのバーリンの執拗な警戒と批判の論理がみえていないと思われる<sup>10)</sup>。

先に見たバーリンの議論に照らしても、佐藤氏のマクファーソンへのこの批判は正しいであろう。加えて言えば、マクファーソンはPL2が生じる原因を、その理論よりも、主要には現実の資本主義社会という社会背景からとらえていた。しかし、バーリンがあげた「自我の二重化」、「合理主義的形而上学」、「人民主権」などが本当に自由の名による専制をもたらすのかというその理論的な再検討も必要である。そこで改めて、バーリンの議論に内在しながら、それをどう乗り越えるかを考えてみたい。

第一に、自我の二重化の問題である。積極的自由が「自己支配」を言う場合、そこでは支配する自我とそれに服従する自我とが二重化されながらも、自我の同一性を保持しているのは、当然のことであると思われる。実際、人間は社会生活の中でさまざまな欲望、欲求、希望をもちながら、しかし、自分は本当に何をしたいのか、自分は本当に何になりたいのかを考え、目的をもち、計画をたてて生きている。そこでは、自分が追求するもののために、自分の多くの衝動、欲求などを制御している。また行動において、さまざまな社会規範を道徳や倫理として内面化して、それに反する自分の行為を規制しているのである。このような自律的・支配的な自我が、国家、階級、国民、歴史の進行そのものなど同一視されるのは、よほど特異な状況がなければ不可能であろう。ヘーゲルにおいてさえ「主観的理性」と「客観的理性」との合致は

国家の理念としてかけられながらも、両者は区別されている。そして英雄が歴史的に偉大な事業を成し遂げるのは、むしろ自らの欲望や情熱を契機とするとされるのである。

バーリンがいう「魔術的な転換あるいは奇術」が起こるのは、自律的な自我が自己を実現する道を閉ざされたり、大きな困難をかかえる中で、むしろ自律的な自己を喪失させて、自己と集団、自己と組織、自己と国家などを一体化させることによるであろう。かつてファシズムやスターリニズムを支持した人々は、自律的な自己支配よりも、むしろ支配政党や独裁者への服従に「自己実現」を見だし、事実上「自己喪失」したと言えるのではないだろうか。また過労死するまで働く企業戦士、カルト集団にのめりこむ青年など、今日の私たちにとって身近な例を考えても、それは「自己支配」の実現によるのではなく、逆に「自己の喪失」によることは明らかであろう。

第二に、「内なる砦への退却」が起こるのも、バーリン自身の説明からも明らかのように、多くの場合、現実社会で「行動の自由」を実現することが困難なときである。カントの場合、実践理性の自律的思想には、彼自身が述べているように、近代社会における人間性の権利の確立という思想的動機があり、また「目的の国」の実現は、けっして内面的な世界だけの問題ではないのである。

第三に、「理性的な自己支配」による「自己実現」が、「自由の名による専制主義」に至るといふ論点はどうかであろうか。ここでは、「理性」やそれがとらえる「必然性」が、あたかも一人一人の人間の思考過程の多様性を越えたものとして、また複雑な関係の複合ではなく画一的で機械的なものとして、とらえられている。バーリンが、理性的な社会や、社会の必然性をあたかも論理法則や数学・物理学の法則と同一であるかのように論じているのも、そのことの現れである。

またバーリンは、「理性的な自己支配」の立場では、「知識がわれわれを自由にするのは、

われわれの選択しうるより多くの可能性を与えてくれるからではなく、不可能な企ての挫折からわれわれを免れさせてくれるからなのだ」(p.144, 340ページ)と述べている。確かに、旧来のマルクス主義の中にもこのような一面的な理解はあったであろう。しかしながら、マルクス主義が重視する労働の発展を考えても、知識はその選択の可能性を拡大すると言えるであろう。例えば、食料・衣服・住居などの生産、製作の方法について、その知識が増大すればするほど、それらの方法を選択する可能性が拡大するのである。社会についての知識の増大についても同様であろう。社会についての知識の増大は、まさに多様な社会生活の可能性をつくりだしたのである。

こうして、「理性」とは多様な思考を生みながら真理を探究するものであり、また知識は人間の現実的な選択の可能性を拡大するのである。こうした見地に立つならば、「理性的な自己支配」とは、まさに思考の多様性や選択の可能性を生かした、したがって多様な人間との協同的な営みとして理解されるであろう。理性や知識や人間の協同が発展する限り、「専制主義」の可能性はむしろ縮小すると言わなければならない。

第四に、自由と民主主義との関係である。近代民主主義の発展は、人民主権とともに基本的人権を不可分のものとしてきた。現に「アメリカ独立宣言」や「フランス人権宣言」は、アメリカ独立革命やフランス革命の中でもそれがその通りには実現されなかったとしても、人権と人民主権ないし国民主権との結合の明確な表明である。バーリンが自由主義者の主張する原理として述べた、いかなる法廷も主権者も廃棄しえない権利とは、まさに立法権力によっても侵害しえない「基本的人権」として、今日、多くの民主主義国の憲法でうたわれている。問題はそのような憲法を形骸化せず、「憲法を暮らしに生かす」ことである。そして人民主権が「専制主義」に陥らない保証は、まさにこのような「基本的人権」とそれを保障する民主主義的制



度の確立にある。ファシズムやスターリニズムの特徴は、このような基本的人権と民主主義の否定にこそあったのである。

こうして、「消極的自由」と「積極的自由」とは不可分の関係にあるのである。なお、このことを明確にするために、「消極的自由」と「積極的自由」との関係を、「基本的人権」を構成する「自由権」と「社会権」との関係としてもとらえておきたい。すなわち、言論・思想・信条・表現の自由や結社の自由、参政権などの「自由権」は、生存権、教育権、労働権などの「社会権」の保障がなければ、多くの人々にとって実質的な意味をもたない。また地域社会や学校や企業や国家において「自由権」が保障されていないならば、「社会権」も真に確立できない。こうして、「自由権」と「社会権」とは密接な関連をもつのである。

バーリンの「消極的自由」と「積極的自由」の議論は、このように不可分のものとして把握すべき両者を分離し、一方で「消極的自由」をきわめて狭隘なものにし、他方で「積極的自由」を「自由の名による専制主義」に結びつけてしまった。それは「自由の名による専制主義」への警告としては重要であるが、しかし自由論としては一面的であり、やはり乗り越えられなければならないものなのである。

### 注

- 1) Isaiah Berlin, *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press, 1969. アイザイア・バーリン、小川・小池・福田・生松訳『自由論』みすず書房、

1971年。引用では、原則として邦訳に従ったが、変更した部分もある。本文中に原書と邦訳のページ数を記す。引用文中の〔 〕内は引用者による補足である。

- 2) バーリン『自由論』の「序論」のほか、次の文献を参照。  
C.B.Macpherson, *Democratic Theory*, Oxford University Press, 1973. C.B.マクファーソン、西尾・藤本訳、田口監修『民主主義理論』青木書店、1978年。引用では、本文中に原書と邦訳のページ数を記す。  
Alan Ryan (ed.), *The Idea of Freedom, Essays in Honour of Isaiah Berlin*, Oxford University Press, 1979.
- 3) 次のような論文を参照。佐藤春吉「自由主義との対話」後藤道夫編『新たな社会への基礎イメージ』大月書店、1995年。川本隆「自由論の系譜——二つの自由の《間》で——」『岩波講座 社会学』第26巻、岩波書店、1996年。堤林剣「自由のパラドックス——ルソー、コンスタン、バーリン——」『思想』1998年1月号。
- 4) Cf. Charles Taylor, "What's Wrong with Negative Liberty" in: Alan Ryan (ed.) *op.cit.*
- 5) 田口富久治「二つの自由概念論争——一つのノート——」『科学と思想』第15号、新日本出版社、1975年、71ページ。
- 6) 佐藤、前掲論文、284-285ページ。

### 〔付 記〕

本稿は、1998年度阪南大学産業経済研究所共同研究「人間らしい生活と社会」の成果報告の一部である。

(1999年1月8日受理)